

「住居表示」の概要

1 「住居表示」の目的

「住居表示」の目的は、住所の表示のわかりにくさを解消し、市民生活の利便性を向上させることです。そのために、広すぎる町は適切な大きさの町に分割し、町の区域を明確にするとともに、住所の表示の仕方を改め「〇〇一丁目〇〇番〇〇号」という表示に改めます。

住所の表示の仕方	現在	横浜市港北区太尾町〇〇〇番地〇
	実施後	横浜市港北区〇〇一丁目〇〇番〇〇号

2 現在の住所の表示

現在住所の表示に使われている「地番」は、本来徴税の目的のために土地を特定するための「符号」として設けられたもので、住所を表示するために付けられたものではありません。そのため、住所の表示として次のような問題があります。

- (1) 地番は分筆や合筆の結果、欠番・枝番・飛び番が生じ、整然と順序よく並んでいません。
- (2) 広さが一定でないため、同じ地番に数多くの建物が建っていたり、一つの家が数筆（土地は「筆」で数えます。）の上にまたがったりしています。
- (3) 土地を分筆した際に枝番が付けられますが、枝番は分筆した順に付けられます。そのため、隣り合った土地でも枝番が大きく飛んでしまったり、前後が入れ替わってしまったりします。

3 町区域の整理

(1) 町の境界

道路、河川、鉄道等恒久的で明確なものをもって境界とします。

※ 境界は公図上の土地の筆界となります。現地が道路、鉄道用地等の明確なものであっても、公図上の土地の形状により境界にできないことがあります。

(2) 町の形状

境界が入り組んだり、飛び地が生じないように、簡明な境界線をもって区画された一団の区域とします。

(3) 町の規模

住宅地域 0.132km² ~ 0.165km²（4万坪から5万坪）

※ 地形、土地利用形態等を考慮し、当該地域の実態にあったものとします。

(4) 町の名称

- ① なるべく従来の名称に準拠したものとします。
- ② 簡明なもの、由緒あるもの、親しみ深いもの、語調の良いものとします。
- ③ 市内に既にある町名、まぎらわしい類似町名は避けます。
- ④ 「丁目」を付ける場合は、なるべく四・五丁目に止めます。

丁目の起点は、横浜港（大さん橋）に最も近い地点とします。これによりがたいときは、その区域の中心となる場所を定めて起点とします。

※ なお、「〇〇一丁目」のように「丁目」を付けた場合、「丁目」までを町名とし、1箇町と数えます。

(5) その他

住居表示実施により、自治会区域が変更になることはありません。

4 街区番号・住居番号の定め方

町を主に道路や水路などを境にしていくつかの街区(ブロック)に分け、その街区ごとに連続した番号を付けます。これを「街区番号」といいます。

次にこの分けられた街区の周囲を10㍍の間隔で区切り、起点を定めて右回りに一連の番号を付けます。この街区の中にある建物は、その出入口が道路のどの部分にあたるかによって番号が決まります。この番号が「住居番号」です。

家が隣り合っている場合でも、出入口が離れていれば番号は離れることがあります。その逆に、出入口が近ければ同番号になることもあります。

5 表示板の設置

(1) 街区表示板

住居表示を実施した区域では、街区の角などの見やすい場所に町名・街区番号を記載した「街区表示板」を横浜市で設置します。

(2) 町名板・住居番号表示板

住居表示区域内にある建物の出入口や郵便受けなど道路から見やすい場所に、「町名板」「住居番号表示板」を取り付けていただきます。

図1 実施前

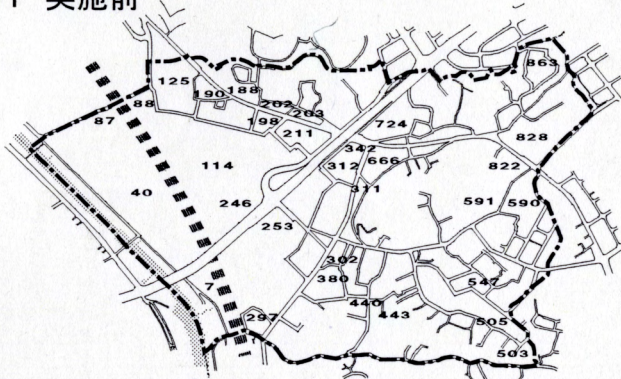


図2 住居表示実施後

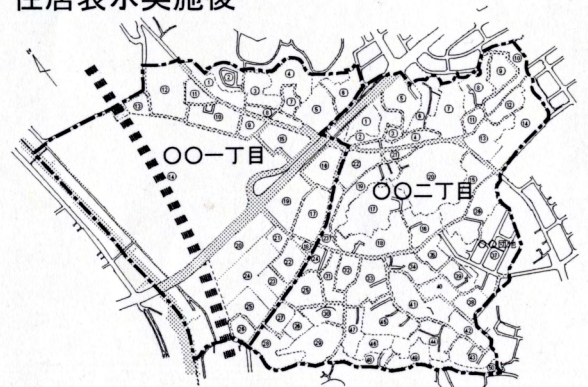


図3 街区及び住居番号

